

FAQ（資格情報のお知らせ一斉発送関連）

分類番号	分類名	No	質問	回答
1	お知らせ全般について	1-1	送られてきた通知の趣旨は何でしょうか。	加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。通知書の内容をご確認いただき、ご自身が認識している情報と違う情報が掲載されていないかご確認をお願いいたします。ご自身が認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特にお手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。
1	お知らせ全般について	1-2	一部の家族のお知らせが入っていないのですがなぜでしょうか。	令和6年8月14日時点で加入しているご家族、且つマイナンバーを提出している方を対象に通知を発行しています。 ①別の健康保険に加入している ②健康保険組合にマイナンバーを提出していない ③令和6年8月14日以降に扶養増加の手続きをした 等の場合はお知らせの発行対象者ではありません。
1	お知らせ全般について	1-3	前に住んでいた人宛に「資格情報のお知らせ」が届いたが、どうしたらよいですか。	お手数をお掛けして申し訳ありませんが、郵便物の表面に「宛先の居住者は転居済みです」と記入の上ポストに投函いただくか、お近くの郵便局へお持ち込みいただけますか。
1	お知らせ全般について	1-4	資格情報のお知らせとして家族分が全て一緒に送付されたが、家族と別居しているため家族分の情報の確認が取れません。どうすればよいでしょうか。	お手数をお掛けして申し訳ありませんが、別居しているご家族に転送して確認を取ってください。
1	お知らせ全般について	1-5	先日扶養を外す手続きをした家族の分のお知らせが届きました。扶養が外れた対象者の分も確認をして報告する必要がありますか。	令和6年8月14日時点の加入者に対し通知書を発行しています。その後扶養削除の手続きを行い、手続きが完了している場合は特に手続きの必要はありませんのでご安心ください。
1	お知らせ全般について	1-6	先日扶養に入れた家族の分のお知らせが入っていません。別途同じお知らせが配布されると思っていますか。	令和6年8月14日時点で加入しているご家族、且つマイナンバーを提出している方を対象に通知を発行しています。 ①健康保険組合にマイナンバーを提出していない ②令和6年8月14日以降に扶養増加の手続きをした 等の場合はお知らせの発行対象者ではありません。 上記の場合、今回の通知の対象外となりますので、同じお知らせは配布しません。12月2日以降に個人番号下四桁の内容を含まない「資格情報のお知らせ」という通知書を順次発行予定です。
1	お知らせ全般について	1-7	内容が合っていることを確認したらこのお知らせは廃棄してよいですか。	「資格情報のお知らせ」は大切に保管頂きますようお願いいたします。医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合があり、その際はマイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください。
1	お知らせ全般について	1-8	マイナポータルにアクセスし資格情報が確認できたならこのお知らせは廃棄してよいですか。	「資格情報のお知らせ」は大切に保管頂きますようお願いいたします。医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合があり、その際はマイナンバーカードに加えて「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、本通知の右下にある「資格情報のお知らせ」を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。今後資格情報が更新された場合はマイナポータルにアクセスすることで最新の資格情報の確認ができますので、マイナポータルをご活用ください。
1	お知らせ全般について	1-9	なぜマイナンバーをお知らせしてくるのですか。	加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。通知書の内容をご確認いただき、ご自身が認識している情報と違う情報が掲載されていないかご確認をお願いいたします。ご自身が認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特にお手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。
1	お知らせ全般について	1-10	なぜマイナンバーの確認が必要なのでしょう。	加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号も含め、健康保険の資格情報をお知らせしています。通知書の内容をご確認いただき、ご自身が認識している情報と違う情報が掲載されていないかご確認をお願いいたします。ご自身が認識している情報と同じ情報が掲載されている場合は、特にお手続きをすることはございません。安心してマイナンバーカードで医療機関等を受診ください。
1	お知らせ全般について	1-11	回りの人にはこの通知が来ているのに自分に来ないのはなぜでしょうか。	令和6年8月14日時点で加入しており、且つマイナンバーを提出している方を対象に通知を発行しています。 ①健康保険組合にマイナンバーを提出していない ②令和6年8月14日以降に加入した 等の場合はお知らせの発行対象者ではありません。12月2日以降に個人番号下四桁の内容を含まない「資格情報のお知らせ」という通知書を順次発行予定です。
1	お知らせ全般について	1-12	誤ってお知らせを捨ててしまったが再発行してもらえるのでしょうか。	再発行はできます。必要な場合は当組合にご連絡ください。なお、マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できるので、そちらでご確認いただくことも可能です。
2	記載内容について	2-1	通知に書かれている情報が古いのですが、何か手続きが必要でしょうか。	令和6年8月14日時点の情報をもとに通知書を作成しています。マイナンバーカードをお持ちで、保険証利用登録が済んでいる場合はマイナポータル上で最新の資格情報が確認できるので、更新された内容はそちらでご確認ください。マイナンバーカードを持っていない、またはマイナポータル上の情報が更新されていない場合は当組合にご連絡ください。
2	記載内容について	2-2	通知に書かれている個人番号下四桁の情報が違うのですが、何か手続きが必要でしょうか。	速やかに当組合までご連絡ください。

分類番号	分類名	No	質問	回答
2	記載内容について	2-3	結婚して氏名が変更になっているが、手続きはどうしたらいいですか。	令和6年8月14日時点の情報をもとに通知書を発行しています。 「氏名変更届」を提出していない場合は、事業所経由でご提出をお願いします。 また住所も変更となっている場合は「住所変更届」も併せてご提出ください。
3	その他	3-1	令和5年末に、マイナンバーと紐づけられた健康保険証の情報が一致しない問題が発覚したが、その問題は解決したのですか。	マイナンバー情報総点検を行い、当組合では正しい紐づけがなされていることを確認しております。 今回の通知は、その総点検結果をもとに、加入者の皆さまに安心してマイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくために、健康保険証に紐づけられた個人番号をお知らせしています。
3	その他	3-2	マイナンバーを全桁確認したいので教えてもらえないですか。	申し訳ありませんが、管理している個人情報についてはお教えすることはできません。
3	その他	3-3	医療機関に行くときは、保険証とこのお知らせを一緒に持っていかなくてはいけないのでしょうか。	従来の保険証と一緒に持ちいただく必要はございません。 この「資格情報のお知らせ」は、マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）で受診する際に、マイナンバーカードと一緒に提示することで受診可能となります。「資格情報のお知らせ」の右下を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。 尚、現状、保険証又はマイナンバーカードで医療機関の受診が可能ですが、保険証を使用した医療機関受診は令和7年12月1日までとなり、令和7年12月2日以降はマイナンバーカードによってのみ、医療機関の受診が可能となります。
3	その他	3-4	この通知はどのような時に使うのですか。	①マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となります。「資格情報のお知らせ」の右下を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。 ②マイナンバーカードにはご自身の記号番号等の資格情報の記載がないため、当組合への届出の際、資格情報を確認するために使用します。
3	その他	3-5	今の保険証はいつまで使えるのですか。	原則、現在お持ちの保険証は令和7年12月1日まで使用可能です。
3	その他	3-6	家族のマイナンバーを見ってしまうことに問題はないのですか。	今回通知している個人番号は下四桁のみの情報となります。 また、個人番号が他人に見られたり漏れたりしたとしても、個人番号だけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできないため、問題はないと考えます。 なお、本通知にあたり、厚労省より医療保険に係る事務の一環のためご家族の個人番号下四桁を含む個人情報を被保険者に提供することは個人情報保護法に抵触しないと示されています。 ご家族の方にも本通知をお渡しの上、記載された情報に間違いがないかご自身で確認いただくよう対応をお願いいたします。